業務における ワンデーレスポンスの手引き(案)

平成21年6月

中国地方整備局企画部技術管理課

第 1 編 目的

現場に密着したより良い設計成果をより迅速に作成することで、適正な工期を確保し、地元住民との信頼回復などにつなげることを目的とする。

なお、ワンデーレスポンスとは、発注者が現地踏査に立ち会うことで現地状況をより的確に把握し、受注者からの協議等に対する指示、通知を、基本的には「その日のうち」に回答することである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者間で調整のうえ、回答日を通知するなど何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

第 2 編 実施方法

1 現地踏査

設計を行う現地において、発注者・受注者・工事監督者(出張所等)が一堂に会して、現場で設計条件を確認し、合意の元に設計を開始する。

発注者とは主任調査職員または調査職員をいう。

工事監督者とは、工事が継続している事業箇所については当該事業箇所の監督職員、工事未着手 で事業箇所の監督職員が未定の場合は主任監督員として見込まれる者をいう。

2 連絡体制

- ア 受注者からの協議、承諾、確認など(以下協議等という)に対する回答は、「**その日のうち」**に実施するものとする。
- イ 「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するものとする。 ただし、土・日等の閉庁日を除く。
- ウ 主任調査職員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものと する。
- エ 主任調査職員で措置できない内容の場合は、総括調査職員等に報告・相談し、措置可能なものは、 「その日のうち」に回答するものとする。
- オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- キ 回答及び回答日の通知は、書面により行うものとする。

ク 「その日のうち」の回答が主任調査職員及び調査職員の不在などにより困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。なお、後日、書面により回答日を通知するものとする。

3 実施における留意点

ワンデーレスポンスの実施には、「受発注者間の意思疎通が円滑化し、現場に密着したよりよい成果を迅速に作成する」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

①受注者

- ・現地踏査をより慎重に行う。
- ・業務計画に基づいて適正な計画工程を作成し、業務の先々を予見しながら履行するものとする。
- ・受注者は業務履行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、 差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて調査職員に報告 するものとする。

②発注者

- ・業務発注にあたり、業務内容や関係機関との協議の進捗状況等、計画工程に反映できるよう出来るだけ詳細に条件明示する。
- ・現地踏査に立会し、現場の状況をよく把握する。
- ・業務の履行状況を常に把握し、問題点を事前に把握する。